

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

第1条 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第3項中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「第6条」を「第7条」に改め、同項第1号中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定等）

第6条 生涯学習センターのうち、大和市生涯学習センターの管理に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定等について必要な事項は、大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号）で定める。

別表第2中「第13条」を「第14条」に改める。

第2条 大和市生涯学習センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「実施及び」を削り、同条第3号中「についての」を「の実施、」に改める。

第4条の見出しを「(使用者資格等に関する登録)」に改め、同条第1項中「使用し」の次に「、又は利用し」を加え、「もの」を「者」に改め、「団体の」を削り、「利用者登録」を「登録」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公開の室又は大和市生涯学習センター市民交流ラウンジの利用については、この限りでない。

第4条第2項中「利用者登録し」を「登録し」に、「団体」を「者」に改め、同項第2号及び同条第3項中「利用者登録」を「登録」に改める。

第5条の見出しを「(登録の取消し)」に改め、同条中「団体」を「者」に、「利用者登録」を「登録」に改める。

第15条を第18条とする。

第14条を削る。

第13条中「使用者又は利用者」を「使用者等」に改め、同条を第17条とする。

第12条の見出しを「(原状回復義務)」に改め、同条第1項中「使用者」を「使用者等」に、「使用」を「使用等」に改め、同条第2項中「使用者」を「使用者等」に改め、同条第3項中「第9条」を「第11条(第13条第6項において準用する場合を含む。)」及び第14条」に改め、同条を第16条とする。

第11条中「使用者」の次に「又は利用者」を、「使用し」の次に「、若しくは利用し」を加え、同条を第15条とする。

第10条の見出しを「(入館の制限等)」に改め、同条中「教育委員会」の次に「(大和市生涯学習センターにあつては指定管理者。以下この条及び第16条において同じ。)」を加え、「他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入場を拒否することができる」を「使用者、利用者及び公開の室を利用する者(以下「使用者等」という。))が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第14条とする。

- (1) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (2) 他の来館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めたとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他教育委員会が管理上その使用等を不適當と認めたとき。

第9条を削る。

第8条の見出しを「(使用の不承認及び使用承認の取消し等)」に改め、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 他の来館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めたとき。

第8条に次の1項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害が生じててもその責任を負わない。

- (1) 第10条第2項に規定する条件に違反したとき。

(2) 天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第8条を第11条とし、同条の次に次の2条を加える。

(使用料)

第12条 使用者は、使用する室の区分に従い、別表第2に定める使用料を教育委員会に対して使用の前に支払わなければならない。ただし、社会教育関係団体が本来の目的をもって使用する場合その他教育委員会が特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金等)

第13条 第6項の規定により準用される第10条の規定により大和市生涯学習センターの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用料金を指定管理者に対して利用の前に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

3 教育委員会は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、前条第1項ただし書の規定に準じて、利用料金を減免することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 第10条及び第11条の規定は、大和市生涯学習センターの利用について準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「使用」とあるのは「利用」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第1項	生涯学習センター(大和市生涯学習センターを除く。次条において同じ。)	大和市生涯学習センター
	使用し	利用し

第 1 0 条第 1 項及び第 1 1 条第 1 項第 4 号	使用する	利用する
第 1 0 条第 1 項及び第 1 1 条第 2 項	使用者	利用者
第 1 1 条の見出し及び 同条第 2 項	使用承認	利用承認
第 1 1 条第 1 項	生涯学習センター	大和市生涯学習センター

第 7 条第 1 項中「生涯学習センター」の次に「(大和市生涯学習センターを除く。次条において同じ。)」を加え、「者は」を「者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ第 4 条の規定による登録を受けた上で」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 6 条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「生涯学習センターのうち、大和市生涯学習センターの管理に係る地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する」を削り、「平成 2 6 年大和市条例第 号」の次に「。次条において「文化創造拠点条例」という。」を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

生涯学習センターのうち、大和市生涯学習センターの管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第 6 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者が行う業務）

第 7 条 指定管理者は、大和市生涯学習センターに関する次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条第 3 号から第 5 号までに掲げる事業に関する業務
- (2) 利用の承認に関する業務
- (3) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 施設及び附属設備の維持及び軽微な修繕に関する業務
- (5) その他教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項に掲げる業務を行うに当たっては、文化創造拠点条例第 2 条に規定する構成施設間の積極的な連携及び機能の融合を図るものとする。

（開館時間等）

第 8 条 生涯学習センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時 3 0 分までとする。

2 大和市生涯学習センターの施設のうち、市民交流ラウンジの供用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後8時までとする。

3 大和市生涯学習センターにおいては、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、開館時間及び供用時間を変更することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。）の開館時間を変更することができる。
（休館日）

第9条 生涯学習センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、大和市生涯学習センターの休館日は、第2号に掲げる日とする。

(1) 月曜日（大和市渋谷学習センターにあつては、毎月最終月曜日（休日に当たるときは、その前の月曜日）に限る。）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、大和市生涯学習センターの休館日を臨時に変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認める場合は、生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。）の休館日を臨時に変更することができる。

別表第1 大和市生涯学習センターの項中「大和市深見西一丁目3番17号」を「大和市大和南一丁目8番1号」に改める。

別表第2中「第14条」を「第12条」に改め、同表、1 会議室等使用料の表、
(1) 生涯学習センター（大和市渋谷学習センターを除く。）の表中「生涯学習センター」の次に「大和市生涯学習センター及び」を加え、同表会議室（大）の項中「会議室（大）」を「会議室」に、「1,200円」を「600円」に改め、同表中会議室（中）の項、会議室（小）の項及び特別室（大）の項から調理実習室の項までを削り、同表備考第1項中「使用時間を」を「使用の承認を受けて使用する時間を」に、「使用時間が」を「時間が」に改め、同表、(2) 大和市渋谷学習センターの表備考第1項中「使用時間を」を「使用の承認を受けて使用する時間を」に、「使用時間が」を「時間が」に改め、同表、2 ホール等使用料の表、(1) 大和市生涯学習センターホールの表及び(2) 大和市生涯学習センターホール音響・照明設備等の表を削り、同表(3) 大和市

渋谷学習センター多目的ホールの表中「(3)」を削り、同表日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律に規定する休日の項中「及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日」を「、土曜日及び休日」に改め、同表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、第1項として次のように加える。

- 1 使用の承認を受けて使用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第13条関係）

1 大和市生涯学習センター会議室等利用料金の上限額

室名	金額
講習室	2時間につき 2,500円
大会議室	同 1,600円
中会議室	同 1,000円
小会議室	同 800円
スタジオ（大）	同 1,500円
スタジオ（中）	同 600円
スタジオ（小）	同 300円
和室	同 1,000円
美術・工芸室	同 2,200円
調理実習室	同 1,600円

備考

1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。

2 営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。

2 大和市生涯学習センター市民交流ラウンジ利用料金の上限額

場所名	金額
市民交流ラウンジ	1人1回2時間につき 100円

備考 市民交流ラウンジは、事前の予約を要しないものとし、当日に利用の承認を受けてから2時間の利用時間とする。

3 附属設備及び備品利用料金の上限額

種別	単位	金額
団体用倉庫等	1区画	1月につき 1,000円
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	1回につき 500円

備考 この表において「1回」とは、貸出しを受けた当日において、連続して利用する場合をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成26年7月1日から、第2条の規定は平成28年11月3日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の大和市生涯学習センター条例（以下「新条例」という。）第13条第6項の規定により準用される新条例第10条の規定による利用の承認、新条例別表第3の規定に基づく利用料金の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前に行うことができる。

